

最高裁秘書第592号

平成31年2月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月10日付け（同月15日受付、最高裁秘書第175号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和63年4月26日付け最高裁経主第39号経理局長通達「交通切符の作成発注の方法及び所要経費等について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁経主第39号

(会い-3)

昭和63年4月26日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局

経理局長 町田 順

交通切符の作成発注の方法及び所要経費等について

(通達)

昭和63年4月6日付け最高裁判二第85号事務総長通達「道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について」に基づく交通切符の作成発注の方法及び所要経費等について、下記のとおり定めましたので、これによつてください。

記

第1 「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」等の作成に関する協定について

地方裁判所、家庭裁判所、地方検察庁及び警察の4庁（以下「4庁」という。）間で、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符（甲）」といふ。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符（丙）」といふ。）及び交通切符による少年事件処理のための送致書（以下「少年事件送致書」といふ。）

を作成する場合には、次の事項を内容とする協定書を作成する。
ただし、専任の所長の置かれていない家庭裁判所の場合には、
地方裁判所、地方検察庁及び警察の3庁（以下「3庁」という。）
間で協定書を作成する。

- 1 交通切符（甲）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の作成並びにその出納保管は、警察が行う。
- 2 交通切符（甲）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の作成に要する経費の負担率並びにその負担率は、次のとおりとする。

（1）交通切符（甲）及び交通切符（丙）

地方裁判所	1.3
地方検察庁	4.3
警察	4.4

（2）少年事件送致書

家庭裁判所（専任の所長の置かれていない場合には、 地方裁判所）	6
地方検察庁	3
警察	1

- 3 地方裁判所、家庭裁判所（専任の所長の置かれていない家庭裁判所を除く。）及び地方検察庁は、交通切符（甲）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の作成に要した経費について、2の負担率に応じて都道府県の出納長又は出納員が発行する告知書により、都道府県に対してその負担額を納付する。
- 4 3の告知書には、交通切符（甲）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の作成に要した経費の総額、4庁又は3庁の各負担額並びに役務の負担であることを記した書類を添付する。

第2 「反則金不納付事件迅速処理のための共用書式」の作成に関する協定について

地方裁判所及び地方検察庁の2庁（以下「2庁」という。）間で「反則金不納付事件迅速処理のための共用書式」（以下「交通切符（乙）」といふ。）を作成する場合には、次の事項を内容とする協定書を作成する。

- 1 交通切符（乙）の作成及びその出納保管は、地方検察庁が行う。
- 2 交通切符（乙）の作成に要する経費の負担庁及びその負担率は、次のとおりとする。

地方裁判所 8

地方検察庁 2

- 3 交通切符（乙）の作成代金の請求は、負担庁ごとに作成した請求書により行わせるものとし、この場合における地方裁判所に対する請求書は、地方検察庁を経由させるものとする。
- 4 地方検察庁は、交通切符（乙）の作成について契約の相手方を決定した場合には、1から3までの事項を明らかにした契約書を作成し、その写し2部を速やかに地方裁判所に送付する。
- 5 地方検察庁は、地方裁判所に対する請求書を受理した場合には、検査職員に検査年月日の付記及び押印をさせた上、これを受理の翌日までに地方裁判所に送付する。

第3 地方検察庁からの送付に係る契約書の写しの取扱いについて

- 1 地方裁判所は、地方検察庁から契約書の写しの送付を受けた場合には、これに基づき、裁判所の負担額について速やか

に支出負担行為の手続をする。

2 地方裁判所は、交通切符（乙）の作成代金の支払手続が完了したものについて会計検査院に対する計算証明をする場合には、契約書の写し2部のうちの1部を計算証明証拠書類に添付する。

第4 交通切符（甲）、交通切符（乙）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の取扱いについて

交通切符（甲）、交通切符（乙）、交通切符（丙）及び少年事件送致書は、裁判所においては、これを物品として取り扱わない。

第5 支出科目について

交通切符（甲）、交通切符（乙）、交通切符（丙）及び少年事件送致書の作成に要した経費の裁判所負担額の支出科目は、（項）裁判費（目）裁判庁費（雜役務費）とする。

付 記

- 1 この通達は、昭和63年5月1日から実施する。
- 2 昭和43年6月13日付け最高裁経主第73号経理局長通達「交通切符の作成発注方法および所要経費等について」は、昭和63年4月30日限り、廃止する。
- 3 この通達記第1及び第2による協定は、法務省及び警察庁（第2については、法務省のみ）と協議済みである従前の協定を変更する趣旨のものではないから、既に協定書が作成されている場合には、改めて作成する必要はない。